

●香川県告示第95号

令和6年香川県告示第96号（地方自治法の規定に基づく公金事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和8年4月28日

香川県知事 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
名称	住所又は事務所 の所在地	委託した公金 事務	指定日	委託開始日	名称	住所又は事務所 の所在地	委託した公金 事務	指定日	委託開始日
略					略				
香川県職業能力開発協会	略				香川県職業能力開発協会	略			
<u>シンボルタワー開発株式会社</u>	<u>高松市サンポート2番1号</u>	<u>高松シンボルタワー地下駐車場、多目的広場地下駐車場、玉藻地区ハーバープロムナード第1駐車場、港湾緑地第2駐車場、港湾緑地第3駐車場及びキャッスルプロムナード駐車場の使用料及び定期券の販売代金並びに県が指定する回数券等の販売代金の収納事務</u>	<u>令和8年3月19日</u>	<u>令和8年4月1日</u>					
西日本信	略				西日本信	略			

用漁業協
同組合連
合会

用漁業協
同組合連
合会